



～自転車用ヘルメット着用促進補助事業 Q&A～



No. 質問内容/回答

Q1	ポイントや金券などを使って購入した場合も、補助されますか？
A1	補助されます。 購入費用の一部または全額をポイントや金券で支払った場合においても、領収書やレシートに記載されたヘルメットの販売価格を基準として補助金額を算出します。 同じ値段のヘルメットを全て現金で支払った場合と、商品券と現金で支払った場合、すべて商品券で支払った場合で、補助金額が変わる事はありません。 ただし、瑞穂町が支給した商品券を使用して一部または全額を支払った場合は、商品の販売価格から商品券の金額を差し引いた金額から、補助金額を決定します。 また、クーポン券などで割引を受けて購入した場合は、割引後の金額から補助金額を決定します。
Q2	指定された認証マーク以外の認証マークがついたヘルメットでも、補助対象になりますか？
A2	認証マークを付与する安全基準などによって、対象とするか、しないかを判断いたします。 指定の認証マークについては、国内外で様々な商品で広く使用されている規格です。 それぞれを認証する団体は異なりますが安全基準となる事項は相似していますので、指定された認証マーク以外の認証マークがついたヘルメットについては、申請後の審査で、指定の認証マークが付与される安全基準と同等の基準で付与されていることが確認できた場合は、補助の対象として取り扱います。 指定の認証マークが付与される安全基準と同等の基準で付与されていることが確認できなかった場合は、交付/不交付決定通知書を以て審査の結果をご連絡いたします。 ※交付/不交付決定通知書送付前に、電話等で審査結果をお伝えすることはできません、ご了承ください。
Q3	ヘルメットを購入する場所に、指定はありますか？
A3	ヘルメットを購入場所については、指定はありません。令和5年4月1日以降に購入した、安全基準認証マークがついた新品であれば、町外の店舗やインターネットで購入した商品でも補助の対象です。 ただし、リサイクルショップやフリマサイトなどで購入した商品については、中古品・未使用品問わず補助の対象になりません。
Q4	購入費用というのは、税込ですか？税抜ですか？
A4	税込です。 ヘルメット購入にかかった費用の2分の1(ただし上限2,000円)を補助すると規定していますので、消費税込の価格を「購入費用」として補助金額を決定いたします。
Q5	他市から瑞穂町に通勤していて、自転車を利用しています。 ヘルメットを購入したら、補助されますか？
A5	瑞穂町に住んでいない方は、補助対象外です。 対象者は、申請日時時点で瑞穂町に住所を有していて、令和5年3月31日時点で65歳以上もしくは18歳以下の者または未就学児童と生計を共にする保護者で、町税の滞納が無い者と規定しています。 ヘルメットの助成については、お住まいの区市町村にご確認ください。
Q6	自転車用ヘルメットが売り切れていたため、バイク用ヘルメットを購入し自転車に乗る時に使っています。補助されますか？
A6	自転車に乗る時に被っているものだととしても、バイク用のヘルメットや工事用のヘルメットは、補助の対象になりません。 対象は、自転車用ヘルメットとして製造・販売されているものに限りです。 また、バイク用、工事用、自転車用で、用途や事故の衝撃の規模、衝撃を受ける箇所がそれぞれ異なる状況を想定されており、安全基準も異なります。そのため、それぞれの状況に適したヘルメットを着用することが、事故での負傷を最大限軽減することにつながります。

Q7	未就学児童と生計を共にする保護者について、保護者が2名いる場合は2名分補助されますか？
A7	<p>未就学児童と生計を共にする保護者に対する補助については、保護者の人数や未就学児童の人数に関係なく世帯の保護者1名分のみが補助されます。</p> <p>未就学児童と生計を共にする保護者に対する補助は、未就学児童を保護者が自転車で送迎する状況を想定しています。この状況下において、子供はヘルメットを着用しているが保護者は着用していない場面も見受けられます。保護者自身の事故被害軽減以外に、自転車に乗る時はヘルメットを着用するという意識を子供が身につけられる環境にすることも保護者を対象とした狙いのひとつです。</p> <p>保護者の人数が世帯によって異なることや、多くの世帯に対してヘルメット着用を促進するため、保護者への補助は、世帯の保護者1名分とさせていただきます。</p> <p><未就学児童のいる世帯の例> □保護者2名、小学生1名、未就学児童2名の家族の場合 小学生1名、未就学児童2名が使う子ども用ヘルメットについては、対象の方につき1個のため、3個の子ども用ヘルメットが補助の対象です。 保護者2名が使う大人用ヘルメットについては、世帯につき1個までが補助の対象です。 この家族の場合は、大人用1個と子ども用3個の合計4個を町で補助できます。</p>
Q8	補助金を現金で受け取ることはできますか？
A8	<p>できません。</p> <p>申請書に記入していただいた口座に、決定した金額分を振り込みます。</p>
Q9	18歳以下の子どもの補助金を申請したいのですが、振り込み先は保護者の口座でもいいですか？
A9	<p>保護者の口座でも構いません。</p> <p>振込先については、保護者の口座・対象者本人の口座などの規定はありません。</p> <p>保護者が18歳以下の子どもの代理で申請する場合は、「申請書(様式1号の2)」を使用してください。</p>
Q10	複数人分を、1つの口座に振り込んでもらうことはできますか？
A10	<p>可能です。</p> <p>例えば、65歳以上の夫婦と、18歳以下の子どもがいる世帯が同居している場合であれば、65歳以上の夫婦2名分、18歳以下の子どもの人数分、子どもが未就学児童であれば保護者1名分が補助されます。この補助金を全額1つの口座に振り込むことも、2つ以上の口座に分けて振り込むことも可能です。</p> <p>1つの口座にまとめて振り込みを希望される場合は、「申請様式1号の2」をご使用ください。2つ以上の口座で分ける場合は、口座ごとに分けて「申請様式1号の2」を記入するか、「申請様式1号」に1人分ずつ記入してください。対象者が複数いて、住所が異なるという場合は、それぞれで申請書を記入してください。</p>
Q11	申請後は、補助金を受け取れるまで、どれくらい時間がかかりますか？
A11	<p>申請後、担当課で書類を審査し、交付/不交付決定通知書通知書を送付いたします。決定通知が届いてから2週間ほどで入金されますので、申請書提出から概ね1か月半から2か月半お時間をいただきます。</p> <p>申請された順番に審査いたしますので、申請書の提出状況によって決定通知および入金までの時間が長くなります。ご了承ください。</p>
Q12	本人確認書類とは、どのようなものが該当しますか？
A12	マイナンバーカードや運転免許証、保険証、学生証、など申請者(使用者)の名前、住所、生年月日が確認できるものです。
Q13	マイナンバーカードを本人確認書類として提出したいです。交付時にもらったフィルムケースは必要ですか？
A13	<p>マイナンバーカードを本人確認書類としてご提出いただく場合は、表面(写真のついている面)のみをご提出ください。</p> <p>フィルムケース装着時に隠される情報は、性別、臓器提供情報ですので、もともと審査には使用しない情報です。フィルムケースの有無は、問いません。</p> <p>マイナンバーカードで提出する際の注意事項については、HP添付の「マイナンバーカードで提出する場合の注意事項」をご参照ください。</p>
Q14	「申請様式1号の2」の請求金額について、補助金額の合計とは、何ですか？
A14	<p>複数人分申請する場合における、各ヘルメットの補助金額の合計が請求金額となります。ヘルメット1つずつの補助金を計算し、それを合計したものを「申請様式1号の2」の請求金額欄に記入してください。</p> <p>例えば、小学生1名、未就学児童1名、保護者1名の合計3名分を「申請様式1号の2」を使用して申請する場合、小学生用ヘルメットを4,000円、未就学児童用を3,000円、保護者用を5,000円で購入したのであれば、請求金額に記入する金額は、5,500円となります。請求金額の内訳としては、</p> <p>①小学生用ヘルメット4,000円÷2=2,000円 ②未就学児童用ヘルメット3,000円÷2=1,500円 ③保護者用ヘルメット5,000円÷2=2,500円⇒金額上限に達しているので、2,000円 ①+②+③=5,500円 となります。</p> <p>ヘルメット1つに対する補助金額については、HP添付の「補助金算出一覧」をご参照ください。</p>

Q15	補助対象者に該当します。所属している団体でまとめてヘルメットを購入しましたが、補助の対象になりますか？また、申請の仕方はどのようにになりますか？
A15	購入日、安全認証マークが補助対象のヘルメットに該当していれば、補助の対象となります。 申請様式の請求金額(補助金額)については、ヘルメット1つ分の購入金額(団体でまとめて購入した際の金額÷購入人数)をもとに算出した補助金額を記入してください。 提出書類について、領収書、レシートなどは、まとめて購入した際のものをご提出ください。可能であれば、空いているスペースなどに「所属団体(複数人)でまとめて購入した」ことを記載してください。
Q16	保証書がない、または、なくしてしまった場合は、補助金の申請をできませんか？
A16	①安全認証マークが付与されていること ②令和5年4月1日以降に購入していること ③購入したものが新品であること 以上のことが確認できれば、申請できます。 安全認証マークは、ヘルメット本体にもつけられていますので、本体を持ってきていただくか、安全認証マークの部分を写真に撮って添付してください。 購入日と新品であるかについては、レシートに記載されているもので判断いたします。
Q17	令和5年4月以降に自転車用ヘルメットを購入しましたが、レシートをなくしてしまい、期間内に購入したことや購入店舗、金額を証明できません。どうしたらいいですか？
A17	購入した店舗の会員アプリ・ポイントアプリなどで購入日、購入金額、商品を確認できれば、それをレシート・領収書等に相当するものとして取り扱います。スクリーンショットした画面などを印刷してご提出ください。 アプリ情報等が無く、レシート・領収書に相当するものが無い方につきましては、補助金の交付が出来かねる場合がございますが、そのほかにレシート・領収書に相当する可能性のあるもの等がございましたら、ご相談ください。 ※電話での判断は出来かねますので、窓口まで来ていただく必要がございます。
Q18	令和5年4月1日から努力義務化になるのを知っていたので、事前に購入しました。実際に使用を開始したのは4月からです。事前に買っていた場合は対象にならないのですか？
A18	交通安全情報の収集や事前準備など、瑞穂町の交通安全推進にご協力いただきありがとうございます。 大変申し訳ございませんが、令和5年4月1日以前に購入したヘルメットにつきましては、補助の対象となりません。
Q19	請求した補助金額と審査後に決定する交付金額が異なる場合とは、どのような理由で異なるのですか？
A19	請求した補助金額と審査後に決定する交付金額が異なる事例として、以下のような理由が挙げられます。 ○複数人分(申請書様式1号の2)申請していて、ヘルメット使用者の一部の者について不交付が決定した ・補助金の対象者、補助金の対象のヘルメットに該当していないと判断されたなど ○請求金額に誤りがあった ・補助金額を、税抜きの購入金額で計算していた ・購入時、他のものも一緒に買っていた為、ヘルメット以外の金額を含めて補助金額を計算していた ・100円未満を切り捨てていなかった、繰り上げた額を記入していた ・補助金額合計の計算方法に誤りがあった ・複数人分の申請をする際に、補助金額合計の計算手順に誤りがあった 上記のような理由で交付金額に変更があった場合は、交付/不交付決定通知書に交付決定金額を記載いたしますので、通知をご確認ください。 ※ホームページに記載のとおり、審査の結果交付金額が請求金額と異なる場合に、担当者から連絡する場合がございます。
Q20	対象者が複数名いる世帯です。それぞれのヘルメットの購入日、購入場所がバラバラなのですが、複数人で申請できる様式(申請書様式1号の2)でまとめて書いて良いのですか？
A20	購入日、購入場所が異なっても、複数人用の様式(申請書様式1号の2)でまとめて申請していただけます。 申請書に購入日を記載する箇所がございますので、それぞれのヘルメットの購入日を使用者と一致するようにご記入ください。 また、領収書・レシート等を全て添付するようお願いいたします。
Q21	窓口で申請書を記入し、そのまま提出したいです。何を持って行けばいいのですか？
A21	窓口で申請書を記入し、ご提出していただく場合は、下記のものが必要になります。 ①提出書類3点(領収書等の写し、保証書等の写し、本人確認書類の写し) ②印鑑(申請書に押印箇所があります。押印のないものは受け付けられません。) ③通帳またはカード(申請書に振込先の口座情報を記入する箇所があります。) ※通帳については、写しの提出は不要です。